

# 用語の解説

## 目次

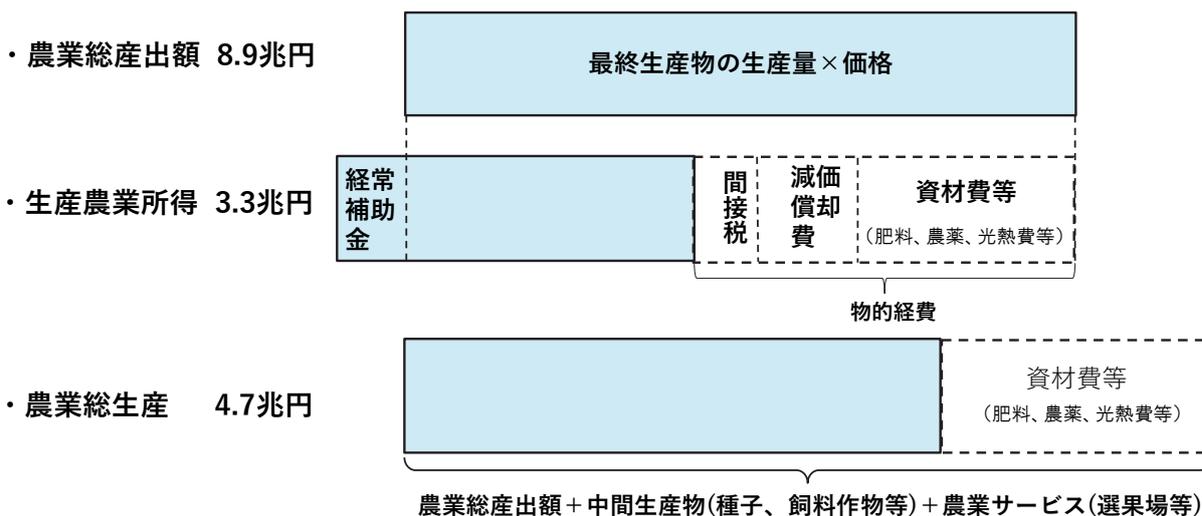
1. 紛らわしい用語について	250
2. 基本統計用語の定義	252
(1) 農業経営体分類関係(2020年農林業センサス)	252
(2) 農業経営体分類関係(2005年農林業センサスから2015年農林業センサスの定義)	252
(3) 農家等分類関係	253
(4) 農家経済関係	253
(5) 農業労働力関係	254
(6) 新規就農者関係(新規就農者調査の定義)	255
(7) 農業地域類型区分	256
(8) 全国農業地域区分	256
3. 五十音順・アルファベット順	257
(1) 五十音順	257
(2) アルファベット順	261
4. 農業・森林・水産業の多面的機能	264
(1) 農業	264
(2) 森林	264
(3) 水産業	265

# 1. 紛らわしい用語について

## 紛らわしい用語について

### 生産額・所得

目的	用語	統計値<出典>
国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額を知りたいとき	農業総産出額	8.9兆円(令和2年) <生産農業所得統計>
国内で生産された農産物の売上げ相当額の総額から物的経費を引いた付加価値額を知りたいとき	生産農業所得	3.3兆円(令和2年) <生産農業所得統計>
GDP(国内総生産)のうち、農業が生み出した付加価値額を、他産業や外国と比較するとき	農業総生産	4.7兆円(令和2年) <国民経済計算>



## 農業経営体

## 目的

農業生産や農作業受託の事業を営む者の数を知りたいとき

農業を営む個人(世帯)数を知りたいとき

農業による所得が主である65歳未満の世帯員がいる世帯を知りたいとき

農業を営む法人経営体や集落営農等の数を知りたいとき

## 用語

農業経営体<sup>\*1</sup>

個人経営体<sup>\*1</sup>

主業経営体<sup>\*1</sup>

団体経営体<sup>\*1</sup>

## 統計値&lt;出典&gt;

103万経営体(令和3年)  
<農業構造動態調査>

99万経営体(令和3年)  
<農業構造動態調査>

22万経営体(令和3年)  
<農業構造動態調査>

4万経営体(令和3年)  
<農業構造動態調査>

## 個人経営体の世帯員

## 目的

年間1日以上自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき

ふだん仕事として、主に自営農業に従事した世帯員数を知りたいとき(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない)

## 用語

農業従事者<sup>\*2</sup>

基幹的農業従事者<sup>\*2</sup>

## 統計値&lt;出典&gt;

229万人(令和3年)  
<農業構造動態調査>

130万人(令和3年)  
<農業構造動態調査>

## 農業における被雇用者

## 目的

長期(7か月以上)で雇われた人数を知りたいとき

短期(臨時)で雇われた人数を知りたいとき

## 用語

常雇い<sup>\*2</sup>

臨時雇い<sup>\*2</sup>

## 統計値&lt;出典&gt;

15万人(令和3年)  
<農業構造動態調査>

142万人(令和3年)  
<農業構造動態調査>

\*1：用語の解説2(1)を参照

\*2：農業生産関連事業のために雇った人を含む。用語の解説2(5)を参照

## 2. 基本統計用語の定義

### (1) 農業経営体分類関係(2020年農林業センサス)

用語	定義
農業経営体	農産物の生産を行うか、又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が30a以上、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模(露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等)、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの(1990年、1995年、2000年農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせたものに相当する。)
個人経営体	個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。
主業経営体	農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
準主業経営体	農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
副業的経営体	1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体
団体経営体	農業経営体のうち個人経営体に該当しない者
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体
準単一複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体
複合経営経営体	単一経営経営体以外で、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満(販売のなかった経営体を除く。)の経営体

### (2) 農業経営体分類関係(2005年農林業センサスから2015年農林業センサスの定義)

用語	定義
農業経営体	(1)に準ずる。
家族経営体	農業経営体のうち個人経営体及び1戸1法人
組織経営体	農業経営体のうち家族経営体に該当しない者

### (3) 農家等分類関係

用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第2種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む。)
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

注：1990年世界農林業センサスから2000年世界農林業センサスの調査体系に即した定義

### (4) 農家経済関係

用語	定義
農業所得	農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額)－農業経営費(農業経営に要した一切の経費)
農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入(農業経営体が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入)－農業生産関連事業支出(同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出)
農外事業所得	農業又は農業生産関連事業以外の事業収入(農業のほかに自営する兼業としての林業、漁業、商工業等の収入)－農外事業支出(同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出)

### (5) 農業労働力関係

		農業との関わり			個人経営体の世帯員
		農業に従事		農業には 従事して いない	原則として住居と生計を共にする者 (1) 基幹的農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として 主に自営農業に従事している者 (2) 農業従事者 15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に 従事した者  * 家事、通学等
		農業 が主	その他 が主		
ふだんの 主な状態	主に仕事	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <b>基幹的農業従事者</b> (1)         </div> <div style="text-align: right; margin-right: 10px;">(2)</div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><b>農業従事者</b></p> </div>			
	その他*				

用語	定義
常雇い	<p>あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭での契約も含む。）で主に農業経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。</p> <p>年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。</p> <p>農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。</p>
臨時雇い	<p>「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。</p> <p>なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。</p> <p>また、主に農業以外の事業のために雇った人が一時的に農業経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。</p> <p>農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。</p>

(6) 新規就農者関係(新規就農者調査の定義)

		就農の形態			新規就農者
		自営農業への従事が主	法人等に常雇いとして雇用	新たに農業経営を開始	次のいずれかに該当する者
就農前の主な状態	学生	新規学卒就農者		新規参加者	次のいずれかに該当する者 (1) 新規自営農業就農者 個人経営体の世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」又は「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者 (2) 新規雇用就農者 調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い(年間7か月以上)として雇用され、農業に従事した者 (3) 新規参加者 土地や資金を独自に調達し、調査期日前1年間に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者 ○新規学卒就農者 新規自営農業就農者で「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び新規雇用就農者で雇用される直前に学生であった者
	他に雇われて勤務が主	新規自営農業就農者	新規雇用就農者		
	家事・育児・その他				

## (7) 農業地域類型区分

用語	定義
農業地域類型区分	地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき市区町村及び旧市区町村を区分したもの
区分	基準指標(下記のいずれかに該当するもの)
都市的地域	○可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人/km <sup>2</sup> 以上又はDID人口2万人以上の市区町村及び旧市区町村 ○可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人/km <sup>2</sup> 以上の市区町村及び旧市区町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市区町村及び旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市区町村及び旧市区町村
中間農業地域	○耕地率が20%未満で、都市的地域及び山間農業地域以外の市区町村及び旧市区町村 ○耕地率が20%以上で、都市的地域及び平地農業地域以外の市区町村及び旧市区町村
山間農業地域	○林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市区町村及び旧市区町村

注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

2) DIDとはDensely Inhabited Districtの略で人口集中地区のこと。原則として人口密度が4千人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査基本単位区等が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5千人以上を有する地区をいう。

3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

4) 農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を中山間地域という。

5) 旧市区町村とは、昭和25(1950)年2月1日時点での市区町村をいう。

## (8) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所属都道府県名	全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
北陸	新潟、富山、石川、福井	四国	徳島、香川、愛媛、高知
関東・東山 北関東 南関東 東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
東海	岐阜、静岡、愛知、三重	沖縄	沖縄

### 3. 五十音順・アルファベット順

#### (1) 五十音順

あ	
アフリカ豚熱	ASFウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病。有効なワクチン及び治療法はない。本病はアフリカでは常在しており、ロシア及びその周辺諸国でも発生が確認されている。平成30(2018)年8月には、中国においてアジアでは初となる発生が確認されて以降、アジアで発生が拡大した。我が国では、これまで本病の発生は確認されていない。なお、豚、イノシシの病気であり、ヒトに感染することはない。
遺伝資源	遺伝の機能的な単位を有する植物・動物・微生物等に由来し、顕在的又は潜在的に利用価値のある素材。例えば、植物では登録品種・在来品種・野生種の種子・芋・苗木を含む。
エコフィード (ecofeed)	食品残さ等を有効活用した飼料のこと。環境に優しい(ecological)や節約する(economical)等を意味するエコ(eco)と飼料を意味するフィード(feed)を併せた造語
温室効果ガス	地面から放射された赤外線の一部を吸収・放射することにより地表を暖める働きがあるとされるもの。京都議定書では、二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、水田や廃棄物最終処分場等から発生)、一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O、一部の化学製品原料製造の過程や家畜排せつ物等から発生)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs、空調機器の冷媒等に使用)、パーフルオロカーボン類(PFCs、半導体の製造工程等で使用)、六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> 、半導体の製造工程等で使用)、三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> 、半導体の製造工程等で使用。第二約束期間から追加)を温室効果ガスとして削減の対象としている。
か	
家族経営協定	家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。この協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の役割が明確化され、農業者年金の保険料の優遇措置の対象となるほか、認定農業者制度の共同申請等が可能となる。
供給熱量 (摂取熱量)	食料における供給熱量とは、国民に対して供給される総熱量をいい、摂取熱量とは、国民に実際に摂取された総熱量をいう。一般には、前者は農林水産省「食料需給表」、後者は厚生労働省「国民健康・栄養調査」の数値が用いられる。両者の算出方法は全く異なり、供給熱量には、食品産業において加工工程でやむを得ず発生する食品残さや家庭での食べ残し等が含まれていることに留意が必要
ゲノム編集	酵素等を用い、ある生物がもともと持っている遺伝子を効率的に変化させる技術
荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地
高病原性鳥インフルエンザ	鳥インフルエンザのうち、家きんを高い確率で致死させるもの。家きんがこのウイルスに感染すると、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等全身症状を起こし、大量に死ぬ。なお、我が国ではこれまで、鶏卵、鶏肉を食べることによりヒトが感染した例は報告されていない。
コーデックス委員会	消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、昭和38(1963)年にFAO(国連食糧農業機関)及びWHO(世界保健機関)により設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っている。我が国は昭和41(1966)年から同委員会に加盟

さ	
作況指数	米の作柄の良否を表す指標で、その年の10a当たり平年収量に対する10a当たり(予想)収量の比率で表す。10a当たり平年収量は、作物の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並とみなし、最近の栽培技術の進歩の度合いや作付変動等を考慮し、実収量のすう勢を基に作成したその年に予想される10a当たり収量をいう。
集落営農	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動をいう。転作田の団地化、共同購入した機械の共同利用、担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
食の外部化	共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況が見られる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、総菜、弁当といった「中食」の提供や市場開拓等に進展が見られている。こういった動向を総称して「食の外部化」という。→「中食」を参照
食料安全保障	我が国における食料安全保障については、食料・農業・農村基本法において、「国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しく逼迫し、又は逼迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、供給の確保が図られなければならない。」とされている。他方、世界における食料安全保障(Food Security)については、FAO(国連食糧農業機関)で、全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能であるときに達成されるとされている。また、食料安全保障には四つの要素があり、適切な品質の食料が十分に供給されているか(供給面)、栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ち得るか(アクセス面)、安全で栄養価の高い食料を摂取できるか(利用面)、いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか(安定面)とされている。
食料国産率	国内に供給される食料に対する国内生産の割合であり、飼料が国産か輸入かにかかわらず、畜産業の活動を反映し、国内生産の状況を評価する指標。輸入した飼料を使って国内で生産した分も国産に算入して計算

食料自給率	<p>我が国の食料全体の供給に対する国内生産の割合を示す指標</p> <p>○ 品目別自給率：以下の算定式により、各品目における自給率を重量ベースで算出</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">食料自給率の算定式</p> <math display="block">\text{品目別自給率} = \frac{\text{国内生産量}}{\text{国内消費仕向量}} = \frac{\text{国内生産量}}{\text{国内生産量} + \text{輸入量} - \text{輸出量} \pm \text{在庫増減}}</math> </div> <p>○ 総合食料自給率：食料全体における自給率を示す指標として、供給熱量(カロリー)ベース、生産額ベースの2通りの方法で算出。畜産物については、輸入した飼料を使って国内で生産した分は、国産には算入していない。</p> <p>なお、平成30(2018)年度以降の食料自給率は、イン(アウト)バウンドによる食料消費増減分を補正した数値としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給熱量(カロリー)ベースの総合食料自給率：分子を1人・1日当たり国産供給熱量、分母を1人・1日当たり供給熱量として計算。供給熱量の算出に当たっては、「日本食品標準成分表2020年版(八訂)」に基づき、品目ごとに重量を供給熱量に換算した上で、各品目の供給熱量を合計</li> <li>・生産額ベースの総合食料自給率：分子を食料の国内生産額、分母を食料の国内消費仕向額として計算。金額の算出に当たっては、生産農業所得統計の農家庭先価格等に基づき、重量を金額に換算した上で、各品目の金額を合計</li> </ul> <p>○ 飼料自給率：畜産物を生産する際に家畜に給与される飼料のうち、国産(輸入原料を利用して生産された分は除く。)でどの程度賄われているかを示す指標。「日本標準飼料成分表(2009年版)」等に基づき、TDN(可消化養分総量)に換算し算出</p>
食料自給力	<p>国内農林水産業生産による食料の潜在生産能力を示す概念。その構成要素は、農産物は農地・農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者、水産物は潜在的生産量と漁業就業者</p> <p>○ 食料自給力指標</p> <p>我が国の農地等の農業資源、農業者、農業技術といった潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標</p> <p>生産を以下の2パターンに分け、それぞれの熱量効率が最大化された場合の国内農林水産業生産による1人・1日当たり供給可能熱量により示す。くわえて、各パターンの生産に必要な労働時間に対する現有労働力の延べ労働時間の充足率(労働充足率)を反映した供給可能熱量も示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①栄養バランスを考慮しつつ、米・小麦を中心に熱量効率を最大化して作付け</li> <li>②栄養バランスを考慮しつつ、いも類を中心に熱量効率を最大化して作付け</li> </ol>
水田の汎用化	<p><small>あんきょ</small>暗渠排水等の排水対策を行うことにより、田畑の輪換方式による営農を可能とすること</p>
総合化事業計画	<p>「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)に基づき、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物や副産物(バイオマス等)の生産とその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画</p>
<b>た</b>	
地産地消	<p>国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組等を通じて、6次産業化にもつながるもの</p>

ちよくほん 直播栽培(水稻)	稲の種もみを直接田に播種する栽培方法で、慣行栽培(移植栽培)に必要な育苗や移植の作業を省略できる。播種の仕方等により様々な方法があるが、大別すると、耕起・代かき後の水を張った水田に播種する湛水直播栽培と、水を張っていない状態の田に播種する乾田直播栽培がある。
な	
中食	レストラン等へ出掛けて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当や総菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま(調理加熱することなく)食べる。これら食品(日持ちしない食品)の総称としても用いられる。
認定農業者 (制度)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定農業者に対しては、スーパーL資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を実施
農業集落	市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理、農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭、その他生活面に及ぶ密接な結び付きの下、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。
農業水利施設	農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設に大別される。かんがい施設には、ダム等の貯水施設や、取水堰等の取水施設、用水路、揚水機場、分水工、ファームポンド等の送水・配水施設があり、排水施設には、排水路、排水機場等がある。このほか、かんがい施設や排水施設の監視や制御・操作を行う水管理施設がある。
農地の集積・ 集約化	農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。
は	
バイオマス	動植物に由来する有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。
バリューチェーン	生産から加工、流通、販売に至るまで、各事業が有機的につながり、それぞれの工程で付加価値を生み出していくプロセスのこと
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性等を分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと
フードバンク	食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の寄附を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを無償で提供するための活動を行う団体

豚熱	CSFウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病であり、発熱、食欲不振、元気消失等の症状を示し、強い伝播力と高い致死率が特徴。アジアを含め世界では本病の発生が依然として認められる。我が国は、平成19(2007)年に清浄化を達成したが、平成30(2018)年9月に26年ぶりに発生した。なお、豚、イノシシの病気であり、ヒトに感染することはない。
や	
遊休農地	以下の①、②のいずれかに該当する農地をいう。 ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（①に掲げる農地を除く。）
ら	
6次産業化	農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組
わ	
「和食；日本人の伝統的な食文化」	平成25(2013)年12月に、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録された。この「和食」は、「自然を尊重する」ということに基づいた日本人の食慣習であり、①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重、②健康的な食生活を支える栄養バランス、③自然の美しさや季節のうつろいの表現、④正月等の年中行事との密接な関わり、という特徴を持つ。

## (2) アルファベット順

A	
AI	Artificial Intelligenceの略で、人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム
ASEAN	Association of South-East Asian Nationsの略で、東南アジア諸国連合のこと。昭和42(1967)年、東南アジアにおける経済成長や社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、その他諸問題に関する協力を目的として、タイのバンコクにおいて設立された。設立当初は、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国が加盟、その後、ブルネイ(昭和59(1984)年加盟)、ベトナム(平成7(1995)年加盟)、ラオス、ミャンマー(平成9(1997)年加盟)、カンボジア(平成11(1999)年加盟)が加わり、10か国となっている。また、平成9(1997)年のアジア通貨危機を契機に、我が国、中国、韓国の3か国が加わり、東アジアで地域協力をする「ASEAN+3」の枠組みも進められている。
アジアギャップ ASIAGAP	JGAP/ASIAGAPを参照
B	
BCP	Business Continuity Planの略で、災害等のリスクが発生したときに重要業務が中断しないための計画のこと。また、万一、事業活動が中断した場合でも、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画

D	
DX(デジタルトランスフォーメーション)	Digital Transformationの略で、データやデジタル技術を駆使して、顧客や社会のニーズを基に、経営や事業・業務、政策の在り方、生活や働き方、さらには、組織風土や発想の仕方を変革すること。DXのXは、Transformation(変革)のTrans(X)に当たり、“超えて”等を意味する。
E	
EPA/FTA	EPAはEconomic Partnership Agreementの略で、経済連携協定、FTAはFree Trade Agreementの略で、自由貿易協定のこと。物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAという。FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護等も盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)等においては、最恵国待遇の例外として、一定の要件((1)「実質上の全ての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、(2)廃止は、妥当な期間内(原則10年以内)に行うこと、(3)域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等)の下、特定の国々の間でのみ貿易の自由化を行うことも認められている(「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)第24条ほか)。
G	
ギャップ GAP	Good Agricultural Practices の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと
GFSI	Global Food Safety Initiativeの略で、世界食品安全イニシアティブのこと。グローバルに展開する食品事業者が集まり、食品安全の向上と消費者の信頼強化に向け様々な取組を行う機関。平成12(2000)年5月に、The Consumer Goods Forum(CGF：世界70か国、約400社のメーカー、小売事業者、サービス・プロバイダーによる国際的な組織)の下部組織として発足
グローバルギャップ GLOBALG.A.P.	ドイツの Food PLUS GmbH が策定した第三者認証の GAP。青果物及び水産養殖に関して GFSI 承認を受けており、主に欧州で普及
H	
ハザード HACCP	Hazard Analysis and Critical Control Point の略で、危害要因分析及び重要管理点のこと。原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測(危害要因分析：Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点：Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム
I	
ICT	Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称
IoT	Internet of Thingsの略で、モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作等を行うこと
J	
JFS	一般財団法人食品安全マネジメント協会が策定した第三者認証の食品安全管理規格。なお、JFSは、平成30(2018)年10月に、GFSIの承認を取得
ジェイギャップ JGAP/ アジアギャップ ASIAGAP	一般財団法人日本GAP協会が策定した第三者認証のGAP。JGAPの対象は青果物、穀物、茶、家畜・畜産物。ASIAGAPの対象は青果物、穀物、茶。なお、ASIAGAPは、平成30(2018)年10月に、GFSIの承認を取得

N	
NPO/NPO 法人	Non Profit Organizationの略で、非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称である。様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものを特定非営利活動法人といい、銀行口座の開設や事務所の賃借等を法人名で行うことができる。
O	
OIE	国際獣疫事務局の発足当時の名称である Office International des Epizooties(フランス語)の略。現在の名称は World Organisation for Animal Health。大正 13(1924)年に発足した動物衛生の向上を目的とした政府間機関で、182 の国と地域が加盟(令和元(2019)年 5 月末時点)。我が国は昭和 5(1930)年に加盟。主に、アフリカ豚熱等の動物疾病防疫や薬剤耐性対策等への技術的支援、動物・畜産物貿易、アニマルウェルフェア等に関する国際基準の策定等の活動を行っている。
S	
SDGs(持続可能な開発目標)	SDGsはSustainable Development Goalsの略。平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12(2030)年を期限とする国際社会全体の開発目標。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策等包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。我が国では、平成28(2016)年5月に、SDGsの実施のために閣議決定で「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置。同年12月にSDGs実施のための我が国のビジョンや優先課題等を掲げた「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を、平成29(2017)年12月には我が国のSDGsモデルの発信に向けた方向性や主要な取組を盛り込んだ「SDGsアクションプラン2018」を同本部で決定
W	
WCS用稲	WCSはWhole Crop Silageの略で、実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸発酵させた飼料のこと。WCS用稲は、WCSとして家畜に給与する目的で栽培する稲のことで、水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する。
WTO	World Trade Organizationの略で、世界貿易機関のこと。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)の枠組みを発展させるものとして、平成7(1995)年1月に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、令和4(2022)年3月時点、164の国と地域が加盟。貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。

## 4. 農業・森林・水産業の多面的機能

### (1) 農業

雨水の保水・貯留による洪水防止機能	畦畔 <small>けいはん</small> に囲まれている水田や、耕された畑の土壤に雨水を一時的に貯留することで洪水を防止・軽減する機能
土砂崩壊防止機能	傾斜地農地において、農業の生産活動を通じて農地の崩壊を初期段階で発見し補修することにより、斜面の崩壊を未然に防ぐ機能。また、田畑を耕作することで、雨水を地下にゆっくりと浸透させ、地下水位が急上昇することを抑え、地すべりを防止する機能
土壌侵食防止機能	水田に水が張られたり、田畑の作物の葉や茎により雨水や風による土壌の侵食を防いだりする機能
水源涵養機能	水田で利用される農業用水や雨水が地下に浸透し、時間をかけて河川に還元されるとともに、より深く地下に浸透した水が流域の地下水を涵養する機能
水質浄化機能	水田や畑の水中や土中の微生物が水中の有機物を分解し、作物が窒素を吸収するほか、微生物の働きにより窒素分を取り除き、水質を浄化する機能
有機性廃棄物分解機能	水田や畑の土の中で、バクテリア等の微生物が家畜排せつ物や生ごみ等から作った堆肥を更に分解し、再び農作物が養分として吸収する機能
気候緩和機能	農地で栽培される作物の蒸発散によって熱を吸収し気温を下げることや水田の水面からの蒸発により気温が低下する機能
生物多様性保全機能	水田・畑等が適切かつ持続的に管理されることによって、植物や昆虫、動物等の豊かな生態系を持つ二次的な自然が形成・維持され、生物の多様性が確保される機能
良好な景観の形成機能	農業の営みを通じ、農地と農家の家屋、その周辺の水辺や里山等が一体となった良好な農村の景観を形成する機能
文化の伝承機能	我が国の年中行事や祭事の多くは、豊作を祈る祭事等に由来しており、このような行事や地域独自の祭り等の文化を、農業活動を通じて伝承する機能

### (2) 森林

生物多様性保全機能	多くの野生動植物が生息・生育するなど、遺伝子や生物種、生態系の多様性を保全する機能
地球環境保全機能	温暖化の原因である二酸化炭素の吸収や蒸発散作用により、地球規模で自然環境を調節する機能
土砂災害防止機能／土壌保全機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張りめぐらすことによって土砂の崩壊を防止する機能
水源涵養機能	森林の土壤が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能
快適環境形成機能	蒸発散作用等による気候緩和や、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃 <small>じんあい</small> の吸着、ヒートアイランド現象の緩和等により、快適な環境を形成する機能

保健・レクリエーション機能	フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質による直接的な健康増進効果や、行楽やスポーツの場を提供する機能
文化機能	森林景観が、伝統文化伝承の基盤として日本人の自然観の形成に大きく関わるとともに、森林環境教育や体験学習の場を提供する機能
物質生産機能	木材のほか、各種の抽出成分、きのこ等を生産する機能

### (3) 水産業

漁獲によるチツソ・リン循環の補完機能	適度な漁獲によって、食物連鎖によって海の生物に取り込まれたチツソ・リンを陸上へと回収し、チツソ・リンの循環を補完する機能
海域環境の保全機能	カキやアサリ等の二枚貝類が、海水をろ過し、プランクトンや有機懸濁物を餌とすることで海水を浄化するなど、海域環境を保全する機能
水質浄化機能	干潟、藻場及びそこに生育・生息する動植物が、水中の有機物を分解し、栄養塩類や炭酸ガスを吸収し、酸素を供給するなど海水を浄化する機能
生態系保全機能	適切な水産業の営みにより多くの水生生物に生息・生育の場を提供する干潟や藻場等の生態系が保全される機能
伝統漁法等の伝統的文化を継承する機能	漁村の人々の営みを通じて、伝統漁法等の伝統的文化を継承する機能
海難救助機能	沈没・転覆・座礁・漂流・衝突・火災等船が航海中に起こる海難事故の発生時に、漁業者が行う救助活動
災害救援機能	震災やタンカー事故等災害時の、漁業者が行う物資輸送や流出油の回収等の救援機能
海域環境モニタリング機能	赤潮・青潮やクラゲの大量発生等の漁業者による早期発見等、海域環境の異変の監視機能
国境監視機能	貴重な水産資源の密漁監視活動を通じて、密輸や密入国の防止等国益を守る機能
交流等の場を提供する機能	海洋性レクリエーション等のリフレッシュの場、自然の大切さを学べる交流の場を提供する機能